

災害名			大雨	台風21号	突風	大雨	計				
発生年月日			9月12日	10月1日	10月7日	12月4日					
区分											
人的被害	死者	人		2			2				
	行方不明者	人					0				
	負傷者	重傷	人		1			1			
		軽傷	人		38			38			
住家被害	全壊	棟		8			8				
		世帯		7			7				
		人		26			26				
	半壊	棟		32			32				
		世帯		48			48				
		人		114			114				
	一部破損	棟		2199	1		2211				
		世帯		2103	1		2115				
		人		7958	1		7989				
	床上浸水	棟	9	7		25	77				
		世帯	9	7		27	80				
		人	24	17		73	203				
	床下浸水	棟	68	6		32	266				
		世帯	26	6		32	244				
人		178	16		102	523					
非住家	公共建物	棟		59		59					
	その他	棟		224	1	229					
その他	田	流出・埋没	ha				0				
		冠水	ha				0				
	畑	流出・埋没	ha				0				
		冠水	ha				0				
	学校	箇所		370			371				
	病院	箇所		3		1	4				
	道路	箇所		5488		16	5592				
	橋りょう	箇所		1			6				
	河川	箇所		17		1	36				
	港湾	箇所					0				
	砂防	箇所					0				

災害名		大雨	台風21号	突風	大雨	計			
発生年月日		9月12日	10月1日	10月7日	12月4日				
区分									
その他	清掃施設	箇所		9		9			
	崖くずれ	箇所	1	30		71			
	鉄道被害	箇所		8		9			
	被害船舶	隻		9		9			
	水道	戸		2668		2668			
	電話	戸				0			
	電気	戸				0			
	ガス	戸				0			
	ブロック塀	箇所				0			
火災発生	建物	件				0			
	危険物	件				0			
	その他	件				0			
り災世帯数		世帯				0			
り災者数		人				0			
公共文教施設		千円		97,848		143870			
農林水産施設		千円		188,432		2,906	195938		
公共土木施設		千円		29,113		3,457	109150		
その他公共施設		千円		139,842			144772		
小計		千円		455,235		6,363	593730		
公共施設被害市町村		団体					0		
その他	農産被害	千円		6,068,033			6165861		
	林産被害	千円		6,000			6000		
	畜産被害	千円		56,416			58610		
	水産被害	千円		2,800			3900		
	商工被害	千円		23,000			23000		
							0		
							0		
その他	千円		435,192		13,000	482141			
被害総額		千円		7,046,676		19,363	7333242		
県災害対策本部	設置					0			
	解散					0			
災害対策本部設置市町村						0			
災害救助法適用市町村						0			
消防職員出動延人数						0			
消防団員出動延人数						0			

(2) 石油コンビナート災害

石油コンビナート等特別防災区域には、原油をはじめとする揮発性の石油類、可燃性の高圧ガス及び有毒ガスなどの危険性物質が多量に貯蔵され、取り扱われている。ここで一旦災害が発生すれば、当該事業所はもちろん、近隣のコンビナート等構成事業所及び地域住民に与える影響は極めて大きい。このため、当該地区の特定事業所については、防災資機材、防災要員を完備した自衛防災組織等の設置が義務付けられており、一般の事業所より防災体制が強化されているところである。

なお、昭和51年1月1日から平成15年12月31日までの石油コンビナート等における異常現象発生件数及び死傷者数は、次のとおりである。

年	種別	異常現象発生件数				死傷者数		
		爆発	火災	漏洩	その他	計	負傷者	死者
51		1	2	4	3	10	3	0
52		1	5	4	3	13	1	2
53		0	9	2	2	13	2	0
54		2	1	5	2	10	0	0
55		1	4	2	0	7	0	0
56		1	7	6	4	18	1	0
57		0	4	3	3	10	9	0
58		0	5	2	1	8	0	0
59		0	9	5	0	14	4	1
60		0	10	4	1	15	2	0
61		1	3	1	0	5	2	0
62		1	6	3	1	11	4	0
63		0	5	3	4	12	1	0
元		2	1	3	0	6	5	1
2		1	2	2	1	6	4	2
3		3	4	1	0	8	16	2
4		1	3	2	0	6	7	10
5		1	2	0	0	3	0	0
6		2	3	1	0	6	2	1
7		0	5	1	2	8	0	0
8		2	5	0	5	12	1	2
9		0	9	1	0	10	8	1
10		0	5	3	3	11	2	1
11		1	8	9	0	18	4	0
12		0	7	6	3	16	2	0
13		0	4	3	0	7	1	0
14		0	7	3	1	11	9	2
15		0	4	4	0	8	0	0
計		21	139	83	39	282	90	25

2. 防災計画

(1) 地域防災計画

千葉県地域防災計画は、県の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民の生命や身体、財産を災害から守るため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、国の防災基本計画に基づき千葉県防災会議が策定するものであり、昭和38年8月に作成された。

その後、本県の実情に即したより具体的かつ実効性のある計画とするため、必要に応じ、見直しを重ねている。

また、地域防災計画の全体的な見直しを図るため、県民を含む外部委員から意見をえることを目的とした「千葉県防災懇談会」を設置した。

(2) 石油コンビナート等防災計画

千葉県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等特別防災区域における予防対策、応急対策及び公共施設等の災害復旧等を総合的かつ計画的に推進するため、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づき昭和52年度に作成された。

その後、毎年度検討を行い、必要がある場合は修正を行っている。

直近の修正については、平成14年8月に自衛隊の災害派遣要請の窓口となる千葉隊区長の交代に伴う関係箇所及びその他所要箇所の修正を行った。

3. 災害対策本部の設置等

県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、災害対策基本法等に基づき県災害対策本部等を設置し各種災害応急対策を実施することとなっている。

(1) 災害対策本部設置状況（昭和50年以降）

	設 置 期 間	配備体制	原 因
1	昭和60年7月1日～7月22日	非常第1配備	台風6号
2	昭和61年8月4日～8月8日	非常第1配備	台風10号
3	昭和63年8月11日～8月13日	非常第1配備	熱帯低気圧による大雨
4	平成元年8月1日～8月4日	第3配備	雷を伴った大雨
5	平成8年9月22日～9月24日	第3配備	台風17号
6	平成9年7月2日～7月9日	第3配備	ダイヤモンドグラス号油流出等

平成元年から配備名変更（非常第1配備 第3配備）

(2) 災害対策本部設置前（昭和60年以降）

	設 置 期 間	配備体制	原 因
1	昭和60年 8 / 30～31	警戒配備	台風14号
2	昭和61年 9 / 2～3	注意配備	台風15号
3	" 10 / 8	注意配備	台風18号
4	昭和62年 8 / 11	注意配備	台風10号
5	" 9 / 16～17	警戒配備	台風13号
6	" 12 / 17～3 / 31	注意配備	千葉県東方沖地震

7	昭和63年	9 / 15 ~ 16	注意配備	台風18号
8	"	9 / 28	注意配備	秋雨前線による大雨
9	平成元年	8 / 6	第2配備	台風13号
10	"	8 / 26 ~ 27	第1配備	台風17号
11	"	9 / 19 ~ 20	第2配備	台風22号
12	"	11 / 2	第1配備	津波注意報(三陸はるか沖地震)
13	"	12 / 9	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
14	平成2年	2 / 20	第1配備	伊豆大島近海を震源とする地震
15	"	6 / 1	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
16	"	8 / 5	第1配備	千葉県東部を震源とする地震
17	"	8 / 9 ~ 10	第1配備	台風11号
18	"	8 / 23	第1配備	千葉県中部を震源とする地震
19	"	9 / 19 ~ 20	第1配備	台風19号
20	"	9 / 24	第1配備	津波注意報(東海道はるか沖地震)
21	"	9 / 30 ~ 10 / 1	第1配備	台風20号
22	"	11 / 30	第1配備	台風28号
23	平成3年	8 / 6 ~ 7	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
24	"	9 / 3	第1配備	津波注意報(東海道はるか沖地震)
25	"	9 / 8 ~ 9	第2配備	台風15号
26	"	9 / 19 ~ 20	第2配備	台風18号
27	"	10 / 1	第1配備	秋雨前線による大雨
28	"	10 / 8	第1配備	秋雨前線による大雨
29	平成3年	10 / 11 ~ 13	第1配備	台風21号
30	平成4年	2 / 2	第1配備	東京湾を震源とする地震
31	"	7 / 18	第1配備	津波注意報(三陸はるか沖地震)
32	平成5年	7 / 5	第1配備	大雨
33	"	7 / 25 ~ 26	第1配備	台風4号と梅雨前線の停滞に伴う大雨
34	"	8 / 8	第1配備	津波注意報(グアム島地震)
35	"	8 / 26 ~ 28	第2配備	台風11号
36	平成6年	6 / 29	第1配備	千葉県南方沖を震源とする地震
37	"	10 / 4 ~ 5	第1配備	津波注意報(北海道東方沖地震)
38	"	10 / 9	第1配備	津波注意報(北海道東方沖地震の余震)
39	"	12 / 28	第1配備	津波注意報(三陸はるか沖地震)
40	平成7年	1 / 7	第1配備	津波注意報(三陸はるか沖地震の余震)
41	"	7 / 3	第1配備	相模湾を震源とする地震
42	"	7 / 31	第1配備	津波注意報(チリ北部地震)
43	"	9 / 16 ~ 17	第2配備	台風12号
44	"	10 / 10	第1配備	津波注意報(メキシコ太平洋沿岸地震)
45	"	10 / 19	第1配備	津波注意報(奄美大島近海地震)

46	"	12 / 4	第1配備	津波注意報（択捉島地震）
47	平成8年	2 / 17	第1配備	津波注意報（福島県沖地震）
48	"	2 / 17	第2配備	津波警報（ニューギニア地震）
49	"	2 / 22	第1配備	津波注意報（ペルー沖地震）
50	"	6 / 10	第1配備	津波注意報（アリューシャン列島地震）
51	"	7 / 10 ~ 11	第1配備	梅雨前線及び台風5号
52	"	9 / 5	第1配備	津波注意報（鳥島近海地震）
53	"	9 / 11	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
54	"	11 / 28	第1配備	房総半島南東沖を震源とする地震
55	平成9年	3 / 4	第1配備	静岡県伊豆地方を震源とする地震
56	"	4 / 22	第1配備	津波注意報（ニューギニア付近地震）
57	"	6 / 20	第1配備	台風7号
58	"	9 / 18 ~ 19	第1配備	台風20号
59	"	9 / 30	第1配備	津波注意報（鳥島東方沖地震）
60	"	12 / 5	第1配備	津波注意報
61	平成10年	8 / 29	第1配備	東京湾を震源とする地震
62	"	9 / 16	第2配備	台風5号
63	"	11 / 30	第1配備	津波注意報（インドネシア付近地震）
64	平成12年	6 / 3	第2配備	千葉県北東部を震源とする地震
65	"	7 / 7 ~ 8	第1配備	台風3号（応急対策本部・長生第2配備）
66	"	7 / 15	第1配備	新島・神津島を震源とする地震
67	"	7 / 21	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
68	平成13年	5 / 9 ~ 10	第1配備	銚子沖船舶衝突事故による油流出 （応急対策本部設置）
69	"	7 / 26 ~ 30	第1配備	九十九里浜沖船舶衝突事故による油流出 （衝突7/15・応急対策本部設置）
70	"	8 / 21 ~ 22	第1配備	台風11号
71	"	9 / 10 ~ 11	第2配備	台風15号（応急対策本部設置）
72	"	9 / 18	第1配備	東京湾を震源とする地震
73	平成14年	2 / 11	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
74	"	5 / 4	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
75	"	6 / 14	第1配備	茨城県南部を震源とする地震
76	"	7 / 10 ~ 11	第1配備	台風6号
77	"	7 / 16	第1配備	台風7号
78	"	10 / 1	第1配備	台風21号（応急対策本部）
79	平成15年	5 / 17	第1配備	千葉県北東部を震源とする地震
80	"	5 / 26	第1配備	宮城県沖を震源とする地震
81	"	8 / 15 ~ 16	第1配備	秋雨前線による大雨
82	"	9 / 20	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震

83	"	10 / 15	第1配備	千葉県北西部を震源とする地震
84	"	11 / 23	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震

平成11年4月1日より「津波予報」の基準等が改正（当該改正により、「津波注意報」の発表回数は従来より大幅に減少した）

平成元年から配備名変更（「注意配備」「第1配備」「警戒配備」「第2配備」）

4. 地震対策の推進

本県の地震対策は、昭和48年度に千葉県地域防災計画の別冊とした千葉県震災対策総合計画において、地震災害に関する予防対策、応急対策及び普及対策を定めた。その後、2回の地震被害想定調査と昭和62年12月に発生した千葉県東方沖地震や平成7年1月に発生した兵庫県南部地震を教訓としながら、「千葉県地域防災計画（震災編）」を修正しながら今日に至っている。

また、兵庫県南部地震が活断層により引き起こされたこと、地下構造により建物被害が増大したことを受けて、平成9年度から各種調査に着手している。

このうち活断層調査は、国がその活動により社会的・経済的に大きな影響を与えるとした「東京湾北縁断層」と「鴨川低地断層帯」の調査を実施した。

東京湾北縁断層は、調査した範囲には活断層は確認されず、国も県の調査を受けて東京湾北縁断層は活断層ではないと公表した。また、鴨川低地断層帯は、活断層により生じたとされた地形は、主として基盤岩の岩質（硬軟）の違いによる差別侵食によって形成されたもので、断層活動によるものではなかった。したがって、同断層帯は、活断層である可能性が低いことが明らかになった。

県西部地域では地下構造調査を実施し、基盤岩上面の構造が東京湾と江戸川に向けてなだらかに傾斜していることが明らかになり、地震の際にゆれが集中するような構造ではなく、また、基盤岩から地表まで連続するような断層も確認できなかった。また、県中央部地域（富津市～八街市）にかけても、県西部地域と同様に地下構造調査を実施している。

(1) 八都県市災害時相互応援に関する協定について

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ広域応援体制を考えた場合、実践的な相互応援体制の確立と平素からの緊密な連携が重要であることから、首都圏を構成する七都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）では平成4年5月14日に締結した「七都県市災害時相互応援に関する協定」について、応援の種類、迅速な応援体制の確立などについて検討し、より実践的な内容とするため平成8年度に抜本的な見直しを行った。

さらに、本協定の効果的、実践的な応援体制が図られるよう、「八都県市地震対策研究部会」において検討を進めているところである。

平成15年4月1日から、さいたま市加入により八都県市

(参考)

ア 「八都県市災害時相互応援に関する協定」の主な改正

- (ア) 医療機関への被災傷病者の受入れ、被災者の一時的な施設受入れなど、応援の種類、明確化
- (イ) 自主的判断による応援出動、「応援調整都県市」の設置、平常時からの体制整備など、迅速な応援体制の確立
- (ウ) 自主的判断による応援出動についての経費負担

イ 相互応援協定の締結状況

- (ア) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会：平成 8 年 7 月 18 日締結）
- (イ) 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会：平成 16 年 2 月 24 日改正）
- (ウ) 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県及び各市町村：平成 8 年 2 月 23 日改正）

5. 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策

経済社会の急速な発展に伴い、人口及び大規模な工場等が太平洋ベルト地帯に集中し、千葉県においても東京湾沿岸の埋立地に、石油精製工場を中心とする高密度な工場地帯が形成されている。

本県では、かかる石油コンビナート等の地域の特殊性に鑑み、昭和43年7月に市原市、袖ヶ浦市(当時「町」)の石油コンビナート地帯を対象に「石油コンビナート地帯等産業災害対策計画」を策定し、防災の推進を図ってきたが、昭和50年12月に石油コンビナート等災害防止法が制定されたことにより、昭和51年7月に市川市から君津市に至る7市(当時「6市1町」)の臨海部が、石油コンビナート等特別防災区域に指定され、防災体制のより一層の推進が図られているところである。

平成15年4月1日現在の特別防災区域の概況は、第1表のとおりである。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制

石油コンビナート等災害防止法に基づき、千葉県石油コンビナート等防災本部が中心となって、関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。

ア 千葉県石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県には、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)が常置され、石油コンビナート等防災計画(以下「防災計画」という。)の作成、災害等における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

イ 消防機関

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には現地本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防災区域にかかる消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域にかかる災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正し、当該市町村の区域内に石油コンビナート等災害防止法施行令第8条の規定により、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車(以下「三点セット」という。)を備え付けなければならない特定事業所がある場合には、当該市町村にも三点セットを配置するものとされた。

本県では、昭和60年度をもって各市に三点セットの配置が完了した。

ウ 特定事業所等

石油コンビナート等特別防災区域における特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法により、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任が義務付けられている。また、一の石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有していることから、石油コンビナート等災害防止法は、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

平成15年4月1日現在、76の自衛防災組織、11の共同防災組織、6の区域協議会が設立されている。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の防災対策

ア レイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設、またはこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更する際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、規制を実施している。

千葉県石油コンビナート等特別防災区域内における第一種事業所のうちレイアウト規制の対象となる第一種事業所は、平成 15 年 4 月 1 日現在 26 事業所となっている。

イ 防災体制査察

特定事業所及び共同防災組織における防災体制の充実、強化を図るため、昭和 58 年度から県（防災本部事務局）地元消防機関及び海上保安部（署）が合同して査察を行い、現地指導をしている。また、平成 10 年度から、人的被害や、異常現象が多発する事業所に対しては、特別に査察を実施するなどの強化を図ったところである。

査察実施状況（過去 3 年間）

区 分		査察実施事業所等の数		
		1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度
北部	市 川 市	3 (1)	1 (1)	2 (-)
	船 橋 市	- (-)	1 (-)	- (-)
中部	千 葉 市	3 (-)	2 (1)	2 (1)
	市 原 市	9 (1)	1 0 (1)	1 3 (-)
	袖ヶ浦市	4 (1)	3 (-)	4 (1)
南部	木更津市	- (-)	1 (-)	- (-)
	君 津 市	1 (-)	1 (-)	2 (-)
計		2 0 (3)	1 9 (3)	2 3 (2)

また、表中の（ ）内は共同防災組織数で外数である。

ウ 防災相互通信用無線の整備

石油コンビナート等特別防災区域の発災現場での防災関係機関相互間の連絡を確保するため、防災本部では昭和 54 年度に防災相互通信用無線局を設置し、その効果的な運用を図っている。

防災本部の管轄する無線局は、統制局（千葉県）18 局、調整局（消防本部）8 局、防災関係機関局 29 局、端末局（特定事業所等）94 局の合計 149 局である。

エ 補助事業

石油コンビナート等特別防災区域内における災害の発生及び拡大の防止等のため、消防庁では石油コンビナート等特別防災区域所在市町村が行う三点セットの整備事業に対して、消防防災設備整備費補助事業により助成を行うほか、県においても補助（石油コンビナート用防災施設整備補助事業）を実施し、施設の整備促進を図っているところである。

この補助を受けて、昭和 51 年度から昭和 60 年度までに、6 団体で、大型化学消防車 7 台、大型高所放水車 7 台、泡原液搬送車 7 台が整備された。

なお、老朽化した車両については、逐次更新されている。

オ 泡消火薬剤の共同備蓄

大規模な災害が発生した場合に備えて、県・市及び特別防災区域協議会の三者により共同で消火薬剤を備蓄することとして、昭和 56 年度から 5 か年計画で始め、昭和 60 年度をもって完了した。

県備蓄分については、平成 2 年度から高性能泡消火薬剤に更新している。

共同備蓄量

(単位：kl)

機関名 \ 地区名	北 部	中 部	南 部	計
県	51.64	128.52	1.44	181.60
市	51.44	128.48	1.42	181.34
協議会	51.44	128.48	1.42	181.34
計	154.52	385.48	4.28	544.28

千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況

(貯蔵・取扱・処理量：平成15年4月1日現在)
(事業所数：平成15年5月現在)

区 分	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			そ の 他 事 業 所 (うち石油を 取扱う事業所)
		石 油 千 kℓ	高圧ガス 百万Nm ³	総 数	第一種事業所 (うちイワ事業所)	第二種 事業所	
千葉臨海北部地区	2.86	265 (1.2%)	6 (0.3%)	7	5 (0)	2	82 (31)
		30 (0.1%)	0 (0.0%)	3	1 (0)	2	22 (13)
		295 (1.4%)	6 (0.3%)	10	6 (0)	4	104 (44)
千葉臨海中部地区	45.69	340 (1.6%)	21 (0.9%)	8	5 (3)	3	21 (18)
		15,661 (73.8%)	2,048 (87.2%)	39	20 (17)	19	70 (41)
		4,813 (22.7%)	255 (10.9%)	15	8 (4)	7	21 (21)
		20,814 (98.1%)	2,324 (98.9%)	62	33 (24)	29	112 (80)
千葉臨海南部地区	12.51	106 (0.5%)	19 (0.8%)	4	3 (2)	1	62 (29)
		106 (0.5%)	19 (0.8%)	4	3 (2)	1	62 (29)
		106 (0.5%)	19 (0.8%)	4	3 (2)	1	62 (29)
合 計	61.06	21,215 (100.0%)	2,349 (100.0%)	76	42 (26)	34	278 (153)

資料：平成15年度石油コンビナート等実態調査

各消防機関で把握している危険物取扱事業所数

防災関係機関・特定事業所等の消防力の現況

(平成15年4月1日現在)

機 関 等 別	単 位	防 災 要 員 ・ 吏 員	大 型 化 学 消 防 車	大 型 高 所 放 水 車	泡 原 液 搬 送 車	大 型 化 学 高 所 放 水 車	甲 種 普 通 化 学 消 防 車	普 通 消 防 車	小 型 消 防 車	普 通 高 所 放 水 車	乙 種 普 通 化 学 消 防 車	可 搬 式 放 水 銃 基	泡 放 水 砲 基	耐 熱 服 着	空 気 又 は 酸 素 呼 吸 器 個	オ イ ル フ ェ ン ス m	オ イ ル フ ェ ン ス 展 張 船	油 回 収 船 隻	消 防 艇	流 出 油 等 防 止 堤	消 火 用 屋 外 給 水 施 設 社	非 常 通 報 設 備	合 計	泡 消 火 薬 剤					
																								非 水 溶 性			水	溶 性	
																								非	水 成 膜				
																									た	ふ			界
ん	っ	面	成	用																									
白	化	活			膜																								
																							kl						
防 災 関 係 公 共 機 関	国	千葉海上保安部														600	1						6.0			6.0			
		木更津海上保安署																						0.2			0.2		
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	1	0	0	0	0	0	0	6.2	0.0	0.0	6.2	0.0	0.0
	県		総務部														2,140							187.3				20.0	167.3
			土木部														5,940												
			農林水産部														3,880												
			企業庁														560												
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,520	0	0	0	0	0	0	0	187.3	0.0	0.0	0.0	20.0
	市		市川市	520	1	1	1			20			3	1		23	112	40			1			78.4			73.4		5.0
			船橋市	596			1			26			3	14	1	12	142							10.2			4.8	0.7	4.7
			千葉市	930	1	1	2			27	25		8	34	3	24	346	800			1			49.4			2.2	44.0	3.2
			市原市	396	3	2	2			15				27	3	9	142							129.7			65.0		64.7
			袖ヶ浦市	128	1	1	1		1	6				7	1	10	46							32.5					32.5
			木更津市	172						8	1		1	2		3	54							1.3			1.0		0.3
		君津市	133	1	1	1			5	2			2	1	5	33							3.9			3.9			
		小計	2,875	7	6	8	0	1	107	28	0	15	87	9	86	875	840	0	0	2	0	0	0	305.4	0.0	0.0	150.3	44.7	110.4
特 定 事 業 所 等		北自衛防災	155					1				17	1	5	32	3,520				1	7	10	49.4	15.7	16.5	15.2		2.0	
		中部共同防災	153	1	1	1						1	1	1	2	810	1						12.0		11.1	0.9			
		南自衛防災	1,977	9	2	4	4	20	1	3			502	13	240	828	34,966	3			12	47	61	589.5	274.0	75.6	117.8	26.4	95.7
		中部共同防災	564	7	6	9	3	1			1		21	13	21	22	2,970	3	1					130.4	52.2	11.2	37.0	0.9	29.1
		南自衛防災	37					1					8	1	7	36	3,380				1	4	4	25.5	10.0		15.5		
		中部共同防災	26	1	1	1							1	1	1	5	540	1						13.1			5.4	7.7	
小 計		自衛防災	2,169	9	2	4	4	21	2	3	0	1	527	15	252	896	41,866	3	0	0	14	58	75	664.4	299.7	92.1	148.5	26.4	97.7
		共同防災	743	9	8	11	3	1	0	0	1	0	23	15	23	29	4,320	5	1	0	0	0	0	155.5	52.2	22.3	43.3	8.6	29.1
特別防災区域協議会																							181.5			181.5			
総 計		5,787	25	16	23	7	23	109	31	1	16	637	39	361	1,800	60,146	9	1	2	14	58	75	1,500.3	351.9	114.4	529.8	99.7	404.6	

(備考)

県所有分については、

- (1) 市川市に備蓄用泡消火薬剤タンク1基(40kl)と消火薬剤43.9kl、オイルフェンス300m
- (2) 船橋市に消火薬剤7.7kl、オイルフェンス180m
- (3) 千葉市に消火薬剤4.0kl、オイルフェンス200m
- (4) 市原市に備蓄用泡消火薬剤タンク3基(40kl)と消火薬剤97.7kl、オイルフェンス500m
- (5) 袖ヶ浦市に備蓄用泡消火薬剤タンク1基(40kl)と消火薬剤27kl
- (6) 木更津市に消火薬剤1.0kl
- (7) 君津市に消火薬剤3.0kl、オイルフェンス300m
- (8) 浦安市に消火薬剤1.0kl
- (9) 習志野市に消火薬剤1.0kl、オイルフェンス360m
- (10) 富津市に消火薬剤1.0kl、オイルフェンス300mを管理委託している。

防災要員 (総員 〳法定 〳現有)
 自衛防災 2169人 264人 386人
 共同防災 743人 116人 124人

6. 林野火災対策

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなるに伴いその発生件数も多く、一度発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難をきわめ、大規模火災となるおそれがある。

このような情勢にかんがみ、林野火災に対しては地上からの消火活動に併せてヘリコプターによる空中消火が不可欠であるとの観点から、次のとおり空中消火資機材等を陸上自衛隊第1ヘリコプター団をはじめ、市原市、君津市、富津市、安房郡市、山武郡市、長生郡市、夷隅郡市、の各消防本部に分散し管理を委託している。

ア 資 機 材

管理委託先 資機材	自衛隊	市原市	君津市	富津市	安房 郡市	山武 郡市	長生 郡市	夷隅 郡市	計
大型ヘリ用 散布装置一式	1	1	1	1	1	1	1	1	8基
ジェットシューター	10								10基
手 お の	20								20本
収 納 倉 庫	2								2棟

イ 消火薬剤等

消火薬剤等 管理委託先	サンローズ (増粘剤)	着色剤	スーパーマッフル (消化剤)
自 衛 隊	13袋(20kg入)	1缶(10kg入)	230袋(25kg入)
	260kg	10kg	5,750kg

さらに、空陸一体の林野火災防御体制を整備するため、消防本部及び自衛隊等の参加を得て、林野火災対策訓練を実施しており、これまでの訓練実施状況は次のとおりである。

林野火災消火訓練実施状況一覧

実施年月日	支庁名	市町村名	訓練会場
S49.9.12	君津	君津市	郡ダム
S51.2.27	〃	〃	〃
S52.3.1	夷隅	勝浦市	勝浦ダム
S53.3.1	千葉	市原市	山田橋農業ダム
S54.2.2	安房	鴨川市	長狭中学校グラウンド
S56.2.18	夷隅	大多喜町	大多喜町久我原地先
S57.3.9	安房	天津小湊町	内浦山県民の森
S58.3.4	君津	君津市	郡ダム
S59.2.29	夷隅	勝浦市	勝浦ダム
S60.3.4	千葉	市原市	山倉ダム
S61.3.5	君津	君津市	郡ダム
S62.2.14	長生	長柄町	長柄ダム
S63.3.3	君津	富津市	マザー牧場
H元.3.11	安房	千倉町	千倉町総合運動公園
H2.3.1	君津	君津市	郡ダム
H4.3.1	千葉	市原市	高滝ダム（林野火災対策訓練に改めた）
H6.2.26	長生	茂原市	ひめはるの里
H8.2.24	君津	袖ヶ浦市	袖ヶ浦公園
H10.2.28	山武	東金市	東金ダム
H11.9.1	君津	木更津市	かずさアカデミアパーク（七都県市合同防災訓練に含む）
H12.9.1	山武	東金市	千葉東テクノグリーンパーク（七都県市合同防災訓練に含む）
H13.9.1	海匝	旭市	あさひ新産業パーク（七都県市合同防災訓練に含む）
H15.9.1	千葉	八千代市	八千代広域公園用地（八都県市合同防災訓練に含む）

なお、林野火災対策としてのヘリポートは次のところを指定している。

山倉ダム 郡ダム 戸面原ダム 小向ダム 金山ダム
 佐久間ダム 長柄ダム 東金ダム 勝浦ダム 荒木根ダム

7. 油等海上流出災害対策

平成 11 年 3 月、千葉県地域防災計画に大規模事故災害対策、油等海上流出災害対策が策定された。

平成 14 年度には、平成 9 年の「ダイヤモンドグレース号」や平成 10 年度の「第五山菱丸」のような漂着対策がとられた事故はなかったが、下記のような通報があった。また、県で保有する油防除資機材は次のとおりである。

ア 油等の海上流出通報一覧

種別	発生場所	発生日時	原因等	備考
1 漏洩	館山市洲崎灯台西約 9 キロ	平成14年4月22日 10時35分頃 (千葉県海保覚知16時00分頃) 当課覚知16時50分(水産局)	自衛隊護衛艦から潤滑油1.3k l 漏洩	自然消滅
2 浮流	市原市八幡海岸通 前面海域	4月23日(海保覚知9時50分)	不明(排水口からの流出)	排水口にオイルフェンス展張, 吸着マット投入, 航走拡散, 陸上部水中ポンプによる汲み上げ
3 浮流	袖ヶ浦市北袖(公共岸壁F 前面海域)	4月23日 16時35分頃	トレーラの転落による燃料油の流出	オイルフェンス展張, 吸着マット, 航走拡散, 放水処理
4 浮流	市川市塩浜(公共埠頭前面海域)	6月24日 10時30分頃(港湾振興課覚知11時20分)	不明	葛南港湾「わかふさ」航走拡散処理
5 浮流	船橋市潮見町(公共埠頭北A岸壁付近)	7月1日 11時00分頃	不明(排水口からの流出)	葛南港湾「わかふさ」航走拡散, 排水口オイルマット展張
6 浮流	鴨川市(加茂川河口先海域, 鴨川漁港周辺海域)	7月2日(消防覚知4時51分, 当課通報7時40分)	上流部園芸農場の燃料用重油漏洩(農業水路 加茂川 海域) A重油約4kl漏洩	河口部にオイルフェンス展張, 鴨川市対策本部設置, 海保, 漁協航走拡散処理, 一部処理剤使用
7 浮流	船橋市高瀬 前面海域	7月23日(覚知8時25分)	不明	千葉海保, 葛南港湾, 航走拡散処理
8 浮流	市原市(今津川河口部)	8月26日(9時頃)	ローリー洗浄水が排水溝を通じ海域へ(今津川 河口 海域)	河口部にオイルフェンス展張, 海域部分は航走拡散処理, 原因者排水口は吸着マット
9 浮流	船橋市(海老川新船橋橋付近)	9月26日	不明	漁協の船による航走拡散処理
10 漏洩	船橋市(中央埠頭北G岸壁前面海域)	10月10日 15時30分	作業中のコンボの海中転落(燃料油の漏洩)	航走拡散(水上警察隊, 葛南港湾港)
11 漏洩	市原市 企業岸壁	10月23日(海保覚知15時23分)	係留中の船舶から操舵用潤滑油の漏洩(1%程度)	該船の周囲オイルフェンス展張, 航走拡散放水拡散 石コン異常現象にしない
12 浮流	船橋市(中央埠頭前面海域)	11月11日(港湾覚知15時58分)	不明(排水口からの流出)	排水口にオイルフェンス展張, 吸着マット投入
13 漏洩	木更津市(木更津港内港新宿水門付近)	11月21日(港湾振興課覚知10時30分)	係留中の漁船の沈没による燃料油の流出	該船の周囲オイルフェンス展張, 航走拡散放(漁協, 港湾事務所)
14 浮流	銚子市(銚子漁港: 銚子漁協第一市場前面海域)	11月25日(11時30分頃)	不明	漁協, 燃料業者の船による航走拡散処理(漁協処理剤散布)
15 漏洩	千葉市中央区川崎町 企業岸壁	12月4日 3時8分(消防覚知4時25分)	接岸中の船舶の沈没による燃料油(A重油)の漏洩	該船周囲にオイルフェンス展張(フェンス内は吸着マット), フェンス外は放水処理
16 浮流	市原市(千種航路3番ブイ周辺)	12月6日(8時40分(株)ダイトーコーポレーション発見)	不明	航走拡散
17 漏洩	館山市布良海岸(布良灯台下)	12月27日 8時20分頃	作業船の座礁による燃料油(A重油)の漏洩	吸着マットによる回収(船体1月8日撤去)
18 漏洩	富津岬沖(中ノ瀬航路2号ブイ付近)	平成15年1月26日(三管覚知9時33分)	漁船の転覆による燃料油(軽油)の漏洩	自然消滅
19 漏洩	袖ヶ浦市北袖 前面海域	2月11日	不明	排水口オイルフェンス展張, 航走拡散処理他
20 浮流	千葉市中央区生浜 前面海域	3月6日(海保通報16時50分)	不明(浜野川上流の排水口から流出した油が海域に達したものの)	海域部航走拡散処理(海保), 排水口オイルフェンス展張(千葉市)

イ 油防除資機材一覧（消防地震防災課所管）

配備場所	資材名 オイルフェンス (m)	油吸着材 (油吸着マット) (kg)	油回収ネット (m)	その他
浦安市消防署		340		
市川市東消防署高谷出張所	300	170		
市川市塩浜第2防災倉庫		170		
船橋市湊町水防倉庫	180	340		
習志野市中央消防署	40			
習志野市南消防署	320			
習志野市谷津干潟自然観察センター		238	40	
習志野市環境保全センター		136		
千葉市中央消防署臨海出張所	200	170		
県中央防災センター(コナ)				長靴, 手袋, 柄杓, コーグール, 防塵マスク, レインコート, 各2,000
市原市水上消防署予定地(資材倉庫)	500	323		
県千葉港湾事務所市原支所(コナ)		1,445	340	油導入浮枠ホップセット×3, 丸 型組立水槽×6, バケツ500
県千葉港湾事務所袖ヶ浦支所(コナ)			3,300	
袖ヶ浦市震災備蓄倉庫		340		
木更津市震災備蓄倉庫		374		
君津市消防署	300	170		
新日鐵環境防災管理G倉庫		170		
富津市中央公民館倉庫	300			
富津市富津地区防災備蓄倉庫		136		
富津市大沢地区防災備蓄倉庫		119		
富津市天羽地区防災備蓄倉庫		85		
県安房合同庁舎倉庫			1,040	
県水産研究センター			1,040	
勝浦市旧母子寮			1,040	
御宿町漁業協同組合倉庫		935		
銚子漁港事務所川口オイルフェンス倉庫			1,040	
計	2,140	5,661	7,840	

8. 防災訓練・行事

災害対策基本法第 48 条及び千葉県地域防災計画に基づき、毎年各種災害に備え、関係機関の協力的体制の確立、県民の防災意識の高揚等を目的とした総合的な防災訓練や行事を実施しており、これまでの訓練等の開催地及び平成 15 年度防災訓練・行事の概要は次のとおりである。

(1) 訓練開催地一覧表

県総合防災訓練(会場訓練)実施状況一覧

実施年月日	支庁名	市町村名	訓練想定
S39.6.3	千葉	千葉市	台風、大火災
40.6.10	"	市原市	工場爆発、流油事故
41.6.24	印旛	印西市	台風、水防
42.9.1	東葛飾	市川市	大地震
43.11.4	千葉	市原市	工場火災、流出油
44.9.20	東葛飾	船橋市	電車とタンクローリーの激突 地下街及び工場火災
45.9.1	"	松戸市	大地震
46.6.30	印旛	成田市	台風、特殊建物火災
47.10.24	君津	富津市	林野火災
48.11.14	"	袖ヶ浦町	タンク火災、流出油
49.10.29	千葉	千葉市	地震、デパート火災
50.10.30	長生	白子町	大地震(房総沖)
51.10.22	安房	館山市	"
52.10.27	君津	木更津市	"
53.9.6	印旛	佐倉市	"
54.10.31	東葛飾	浦安市	"

(八都県市合同防災訓練 ・ 千葉県会場訓練)

実施年月日	支庁名	市町村名	訓練想定
第 1 回 55.9.1	千葉 東葛飾	千葉市(中央会場) 市川市(都県市境)	南関東地域における地震
第 2 回 56.9.1	東葛飾	松戸市	"
第 3 回 57.9.1	君津	袖ヶ浦町	"
第 4 回 58.9.1	千葉	市原市	"
第 5 回 59.9.1	安房	鴨川市	"
第 6 回 60.9.1	長生	一宮町	"
第 7 回 61.9.1	印旛 安房	四街道市 館山市	"
第 8 回 62.9.1	海匠	銚子市	"

平成 15 年度より七都県市から八都県市に変更となった。

(八都県市合同防災訓練・千葉県会場訓練)

実施年月日	支庁名	市町村名	訓練想定
第9回 63.9.1	東葛飾	船橋市	南関東地域における地震
第10回 H1.9.1	山武	九十九里町	〃
第11回 2.9.1	君津	木更津市	〃
第12回 3.9.1	東葛飾	柏市	〃
第13回 4.9.1	香取	佐原市	〃
第14回 5.9.1	君津	富津市	〃
第15回 6.9.1	安房	館山市	〃
第16回 7.9.1	東葛飾	浦安市	〃
第17回 8.9.1	印旛	印西市	〃
第18回 9.9.1	香取	小見川町	〃
第19回 10.9.1	東葛飾	松戸市	中止
第20回 11.9.1	君津	木更津市	南関東地域における地震
第21回 12.9.1	山武	東金市	〃
第22回 13.9.1	海匝	旭市	〃
第23回 14.9.1	東葛飾	柏市	〃
第24回 15.9.1	千葉	八千代市	〃

(2) 平成15年度防災訓練・行事

9月1日の防災の日を中心とする防災週間中 [8月30日～9月5日] 及び平成15年度中に実施済みまたは計画している防災訓練・行事の概要は次のとおりである。

訓練・行事等	会場	実施日	概要
1 第24回八都庁市合同防災訓練・千葉県会場 (発災対応型訓練)	八千代広域公園	9月1日(月)	この訓練は、千葉県総合防災訓練実施方針及び八都庁市合同防災訓練実施大綱に基づき、南関東地域における大地震を想定した発災対応型訓練であり、以下の3点を目的として実施する。 (1) 大地震に対する住民の自衛意識の徹底、連帯意識の醸成など、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。 (2) 防災関係機関相互並びに防災関係機関と住民、ボランティア、事業所等との緊密な連携協力体制の確立を図る。 (3) 各種協定等に基づく広域応援協力体制の一層の充実を図る。
2 図上訓練	県庁5階 災害対策室	11月19日(水)	限りなく実際の災害時に近い状況を設定し、訓練者が与えられた状況を通して、災害を疑似体験し、災害対策本部要員として災害にどう対応していくかを習得する訓練を行った。
3 本部事務局訓練等	県庁 災害対策本部室	7月4日(金)	災害対策本部体制の習熟を図るための訓練である。 訓練としては、被害情報収集、被害情報のとりまとめ、物資供給要請に対する対応、とりまとめ被害の災害対策本部室の大画面表示を行った。

9. 千葉県防災行政無線「ふるさと千葉情報ネットワーク」について

県防災行政無線は、千葉県地域防災計画に基づき、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災情報の迅速かつ的確な受伝達を行う防災行政無線を平成2～4年度の3カ年継続事業で「ふるさと千葉情報ネットワーク」として再整備し、平成5年4月に運用を開始したものである。このネットワークは、通信回線を地上系（無線及び有線）と衛星系（地域衛星通信ネットワーク）の組み合わせにより構成し、ファクシミリ、映像伝送（県庁地球局及び衛星移動車から伝送）、テレビ会議等のシステムの導入により高度情報通信が可能な新防災行政無線システムとして構築したもので、防災用はもとより、平常時における行政事務や地域の情報化の進展に活用が図れる県の総合情報通信基盤としたところである。

また、「阪神・淡路大震災」の教訓を踏まえ、平成7年度から防災行政無線整備拡充事業を実施し、平成13年度までに地球局13局の整備をもって事業を完了した。

千葉県防災行政無線の地上系及び衛星系回線構成図（平成15年4月1日現在）は、別図のとおりである。

10. 千葉県総合防災情報システムについて

県では、近年の大規模、広域化、複雑化する災害に対処し、より迅速、正確な情報の収集及び伝達を図るため、ふるさと千葉情報ネットワークの通信回線を活用して、県と各防災関係機関との間でデータ通信を行う防災情報システムを整備した。

これは、県庁にホストコンピュータを設置し、庁内関係課、県庁出先機関（支庁、土木事務所等）市町村、消防本部等178機関（平成15年4月1日現在）に端末を置き、気象情報・地震情報の伝達、被害情報・措置情報の収集及び各種防災情報のデータベース化等、防災情報の一元化・共有化を図り、迅速かつ的確な防災対策を実施するものである。

また、災害対策本部室にAVシステム（大型表示装置）を整備、ヘリコプターテレビによる被災地からの映像や、電光文字による被害情報の表示等、被災状況の把握に必要な情報がビジュアルな形で提供され、本部審議を情報面から支援するものである。

本システムは、平成6年度から8年度までの3カ年で整備を行い平成9年4月から全面運用している。

なお、本システムの構成図（平成15年4月1日現在）は図3のとおりである。

11. 千葉県震度情報ネットワークシステムについて

県では、地震発生後の初動体制を早期に確立するために、県下80市町村（平成15年4月1日現在）全てに震度計（新規設置74、気象庁震度計利用3、文部科学省震度計利用3）を設置し、各市町村の震度・加速度情報等をオンラインで収集するとともに、気象庁及び総務省消防庁（震度4以上）に配信している。

また、本システムで収集した震度情報は、千葉県総合防災情報システムと連携し、各市町村、各防災関係機関に配信されている。

なお、本システムは、平成9年4月から運用している。